熊谷市監査委員公告第８号

令和６年度財政援助団体等監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により別添のとおり公表する。

令和７年８月１４日

熊谷市監査委員　富　井　晴　夫

熊谷市監査委員　腰　塚　菜穂子

令和６年度財政援助団体等監査指摘事項等措置報告書

指　摘　事　項　等	措　置　状　況
１　公益社団法人熊谷市シルバー人材センター ⑴　シルバー人材センター推進事業補助金の実績報告書について、当該補助金交付要綱第５条に定められた期限を大幅に超過し提出されていたので、適正な事務処理を行うべきである。	１　公益社団法人熊谷市シルバー人材センター ⑴　公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対して、今後は当該補助金交付要綱第５条に基づき期限までの提出を徹底するよう指導した。 　センターでは、補助金交付要綱に基づく提出期限を遵守すべく複数人で進捗確認するよう事務を改善した。
⑵　熊谷市シルバー人材センター事務規程に定められた簿冊について、備えられていないものがあったので、当該事務規程第１４条に基づき適正な事務処理を行うべきである。	⑵　センターに対して、熊谷市シルバー人材センター事務規程第１４条に基づき必要な簿冊を備え付けるよう指導した。 　センターでは、事務規程に定められている必要な簿冊を令和７年度から備え付けた。
⑶　物品（材料品等）の在庫管理が適切に行われていなかったので、熊谷市シルバー人材センター財務規程第４７条に基づき適正な事務処理を行うべきである。	⑶　センターに対して、熊谷市シルバー人材センター財務規程第４７条に基づき適正な事務処理を行うよう指導した。 　センターでは、令和７年度から物品管理台帳を物品別及び年度ごとに作成し、定期的に在庫確認することを徹底していく。

2　産業振興部企業活動支援課 　シルバー人材センター推進事業補助金について、実績報告書が当該補助金交付要綱に定められた期限を過ぎても提出されないことに対して、団体への指導が行われていなかったので、適正に指導監督を行うべきである。	2　産業振興部企業活動支援課 　当該補助金交付要綱に定められた期限までに実績報告を提出するようセンターに対して指導した。 　また、当課において要綱に即した進行管理簿を作成するとともに、複数人で事務の進捗状況を確認し、適正な事務処理を徹底していく。